

結婚新生活支援



29歳以下の夫婦
最大60万円

39歳以下の夫婦
最大30万円間

- ・住宅取得費用
 - ・リフォーム費用
 - ・住宅賃貸費用
 - ・引越し費用
- ※所定の要件あります。
お問合せください。

利根町が新婚生活のスタートを応援します！

利根町では、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、地域における少子化対策の推進や移住定住の促進に資することを目的に、結婚に伴う新生活に係る住居費や引越しに係る費用を補助します。

【補助の対象となる世帯】

- ◆令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ◆夫婦の双方、または一方が利根町の住民基本台帳に記録されていること
- ◆夫婦のいずれも婚姻日において39歳以下であること
- ◆令和4年分の夫婦の所得の合計額が500万円未満であること
- ◆夫婦のいずれもが本町または、他の自治体から結婚新生活支援事業による補助金等の交付を受けていないこと
- ◆利根町新築マイホーム取得助成金を受けていないこと（住宅取得費用に係る補助金を受ける場合）
- ◆利根町空き家リフォーム工事助成金の交付を受けていないこと（住宅リフォーム費用に係る補助を受ける場合）
- ◆夫婦のいずれもが町税を滞納していないこと
- ◆夫婦のいずれもが暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

【補助の金額】

- ◆夫婦のいずれもが婚姻日において満29歳以下の夫婦・・・最大60万円
- ◆夫婦のいずれもが婚姻日において満39歳以下の夫婦・・・最大30万円

【補助の対象になる経費】

※令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った以下の費用が対象です。

- 住宅取得費用
- 住宅のリフォーム費用

【対象外】倉庫、門、フェンス、植栽等に係る経費・エアコン、洗濯機等の家電購入、設置に係る経費等

- 住宅賃貸費用
- 引越し費用

※詳細、問い合わせ先
政策企画課 地域振興係 役場3階（内線337）

ぼうさい掲示板

土砂災害に備えよう！



6月1日～6月30日は土砂災害防止月間！

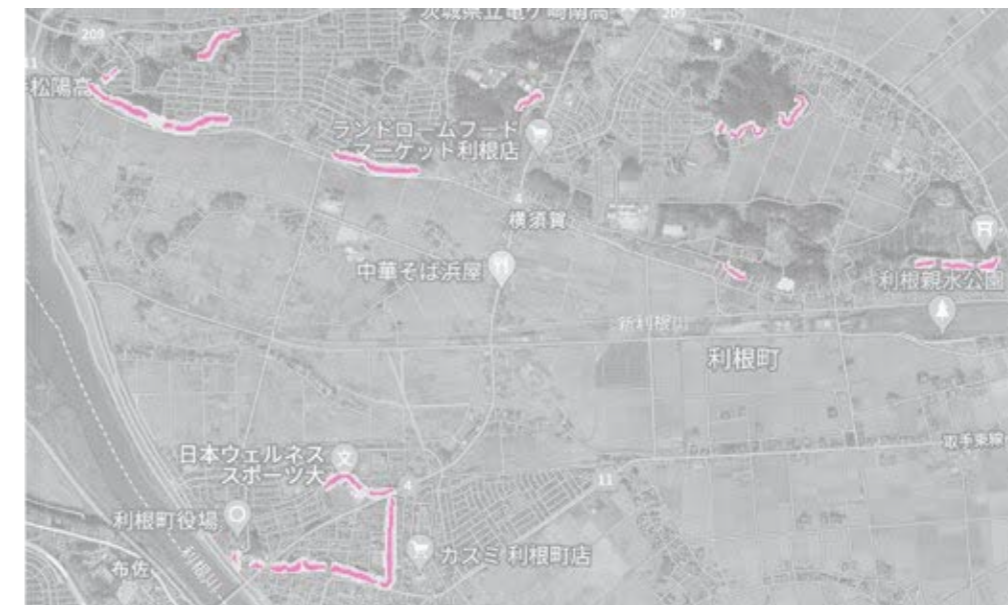
現在、地球温暖化に伴う気候変動により、温帯低気圧の強度の増大や、大雨の頻度が増加することによる土砂災害の増加、激甚化が懸念されています。国土交通省では、土砂災害の防止と被害の軽減を目的とし、昭和58年より6月を「土砂災害防止月間」と定めています。

ハザードマップを確認し、危険区域を把握しよう

利根町では、土砂災害ハザードマップを作成しています。町内において土砂災害が発生した際に、被害を受ける恐れのある範囲を示しております。

土砂災害から身を守るために、どんな場所が危険であるかを知り、災害に備えましょう。

▼町内では、早尾、羽根野、大平、布川、押戸、立木の各地区の一部が指定されています。警戒区域は下記の地図をご覧ください。



※塗りつぶされている部分■が土砂災害警戒区域となります。

- ①早尾地区の一部
- ②羽根野地区の一部
- ③大平地区の一部
- ④布川地区の一部
- ⑤押戸地区の一部
- ⑥、⑦立木地区の一部

各地区の詳細な土砂災害ハザードマップは、利根町公式ホームページから閲覧できますので、こちらもぜひご覧ください。

<http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page000850.html>



- ◎土砂災害警戒区域に該当しない地区でも、崖下や山林付近にお住まいの方も同様の注意が必要です。
- ◎夜間に避難をすることで、かえって危険を招くような場合などには、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待機したり、近くの頑丈な建物に緊急的に移動しましょう。

利根町行政アプリをインストールしよう

重要なお知らせや、補助金・くらしのサポート情報、災害から自分や大切な人の命を守るための防災情報などを、町民の皆さまへ発信します。

右のQRコードまたは下記のURLからインストールできますので、ぜひご利用下さい！

◆URL: <https://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004394.html>



問い合わせ先 防災危機管理課 防災係 ☎68-2211（内線317）